

「安倍加憲案に対抗する私の立場」

伊勢崎賢治

●もしも「加憲」が実現したら？

安倍加憲。

安倍政権の「9条をそのままに自衛隊を明記」は、最終的にその追加の条文がどういうものになるかわかりません。でも「自衛隊」そのものの単語が条文に現れることになったら、かなり見た目がマズいことになると思います。英訳のお話です。

9条は日本人が思うほどに世界に知られているわけではありません。国家戦略として9条を公報してきたわけではありませんので当たり前といえば当たり前ですが。しかし、戦後初めて憲法が変わるとなったら、それなりのニュースバリューをもって世界に報道されるとと思います。日本政府は当然、改正された憲法条文の公式な英訳をつくらなければならなくなるでしょう。

現状の9条2項で保持を禁ずる「戦力」の日本政府の公式英訳は、GHQ以来ずっと forces です。そして、自衛隊の“隊”も forces です。現在の9条をそのまま残すとしたら、2項で陸、海、空の forces を持たないと言っているのに、追加項で自衛隊 self-defense forces を持つと言うことになります。

現在、国連憲章では、PKOのような国連安保理が承認する集団安全保障は例外として、2つの自衛権 self-defense（個別的自衛権 individual self-defense と集団的自衛権 collective self-defense）以外の名目の武力行使は厳しく違法化されていますから、自衛 self-defense 以外の「戦力」 forces の行使は許されません。

よって、「戦力」(=国連憲章で self-defense のためだけしか存在を許されていない)の forces と、自衛隊の self-defense forces は、見た目はおろか、国際法の世界では全く同じものなのです。

ですから、安倍加憲は、改悪なんて「まとも」なものではなく、とうの昔から自衛隊を「戦力」と見なす国際法と、「隊」に言い換えそうじゃないモンと自分だけに言いきかせてきた“軍事大国”日本のジレンマを、そんなことに注意をはらうほどヒマじゃない国際社会に、日本自身が大々的に宣伝しまくること。ただこれだけ。

日本語の世界だけで言葉を弄ぶ遊びでは、もう済まなくなります。

●日本国内でしか通用しない解釈

「自衛隊は『戦力』未満、個別的自衛権に基づく武力行使は『交戦権』未満」と解釈し憲法9条を維持してきた日本。

ちなみに、「戦力」の行使から非人道性を排除するために人類が歴史的に積み上げてきた War（戦争）の慣習法、つまり「戦闘」で「やっちゃいけないこと（多数の民間人を殺傷したり、捕虜を虐待したり、病院や原発を攻撃したり）」や「使っちゃいけない武器（現在でも対人地雷やクラスター爆弾の禁止などたゆまない努力が続いています）」をルールとして交戦資格者に課す戦時国際法、別名国際人道法は、自衛隊を交戦資格のある「戦力」として見なします。

同時に、自衛隊はこれまでずっと同法の交戦資格のある「戦力」としての識別義務（敵からそう分かるように）を忠実に履行してきました（PKOの自衛隊を見てください。作業着で赴いていません）。PKOでも、そしてイラク、サマワへの陸自派遣のような非PKOでも、日米地位協定の米軍が公務上の過失に関して日本の司法から訴追免除されるように、「戦力」を行使する駐留“軍”と「一体化」して、現地政府との兵力地位協定により、同様の裁判権上の特権を享受してきました。

さらに、日本人が合憲と考える個別的自衛権は、上記のように、それと集団的自衛権、集団安全保障の3つの言い訳しか許さない国連憲章、つまり現代の「開戦法規」が国家に武力の行使（use of forces）を許す言い訳の1つであり、それが一旦行使されれば自動的に「交戦」、つまり上記の国際人道法、別の言い方をすると「交戦法規」のルールで統制される「戦力」の行使になります。

個別的自衛権は、一旦行使されれば、たとえそれが最初の「ジャブ」であっても、「戦力」の行使として「交戦法規」つまり戦時国際法／国際人道法によって統制されます。武力の行使の言い訳を統制する「開戦法規」から、武力の行使の開始後の戦闘の流儀を統制する「交戦法規」へ移る際の、その間にグレーエリアはありません。それが、必要最小限で警察比例原則に則った反撃だと言い張っても、です。

つまり、上記の「未満」は、国際法の世界ではありえない空間なのですが、日本は勝手にそれがあると、国際社会の注意を引くこともなく、「『交戦』でない『個別的自衛権』の行使」を発明し、「戦力」でない自衛隊を通常戦力で世界第4位の「戦力」にしたのです。

●日本の法体系の重大な欠陥

国際社会の注意を引くこともなく、勝手にやってきた重大な問題がもう一つあります。

上記の「交戦法規」、つまり国際人道法の違反をすると、これがいわゆる「戦争犯罪」となります。考えてもみてください。

日本の上空を飛ぶ米軍オスプレイが墜落し多数の日本人が死傷したとしましょう。これは日米地位協定上の公務内の事故と判断されるだろうから、その裁判権は日本にはありません。裁判権はアメリカにあり、米軍法で審理されます。

でも、もしここでアメリカ側が「あ、ゴメン。軍法無かった」と頭を掻いたら…。法の空白。

これが、日本が現地政府と締結した兵力地位協定（南スーダン等での国連 PKO 地位協定、現行の日ジブチ地位協定）で、外地の民に強いている状況なのです。それも、日本のような「平時」での地位協定ではなく、「戦時」「準戦時」の地位協定の支配する世界です。平時でも、軍事的な過失は引き起こされるのですから、戦時においては推して知るべし、です。

（PKO で国連は、1999 年以降正式に、PKO 活動中に発生し、現地国からの訴追を免除される PKO 部隊の過失は、各 PKO 派遣国の国内法廷で裁くことを義務付けています。：参照 → 「日本はずっと昔に自衛隊 PKO 派遣の「資格」を失っていた！」
<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/51058>）

日本には、国際人道法違反（＝戦争犯罪）を審理する法体系はありません。（上掲リンク参照：日本は遅ればせながらジュネーブ諸条約追加議定書に加盟した 2004 年に、国内法として「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」をつくったが、肝心の殺傷行為に関するものが一切ない）

世論も、「防衛予算は人殺し予算」と言ってみたり、「自衛隊（軍隊）は人殺し集団」と言ってみたり、軍事と刑事の違いが分かっていません。

「戦力」としての識別義務を負った者どうしが、国際人道法に則って「交戦」することは、「人殺し」に違いありませんが、それに直接手を下す個人の責を問う刑事とは全く違う世界です。軍事の主体は国家であり、責を負うべきは、個人に命令を下す国家の指揮命令系統です。だから、国際人道法では、捕虜の保護を謳うのです。捕虜が“殺人”を犯しても、それは個人の意思ではなく、捕虜が所属する国家の命令行動だからです。

一般刑法では、例えば 10 人を殺傷したら、ほとんど確実に死刑が宣告されるでしょう。でも、軍事行動で民間人をそれだけ殺傷しても、それが指揮命令系統を逸脱することなく結果したものであれば、その個人の刑事性が勘案され、無罪になる可能性がある。

これが一般刑法と軍刑法の違いです。

そして、そういう「戦争犯罪」の責は、国家が、国際人道法を基調とする国際社会に対して負うのです。これは、首相は「私が全責任を取る」と嘯（うそぶ）くことではありません。それを審理し、結審する法理があるかどうかの問題です。

日本には、この法理がないのです。自衛隊は「戦力」ではないし、「戦闘」することはないし、だから「戦争犯罪」を犯すという前提そのものがないからです。

自衛隊は「戦力」じゃない、つまり「自衛隊は合憲」というのは、日本国内での議論はどうあれ、外から見れば、自らが犯す国際人道法違反（＝戦争犯罪）を審理する法体系を持たない戦力（それも世界有数の）の保持を合法化、つまり「非人道性」を合法化する無法国家としか見えません。

●護憲派リベラルの皆様へ

護憲派リベラルの方々に申し上げます。

安倍加憲で日本特有の歴史的問題が露わになりますが、問題の本質自体は安倍政権のせいではありません。

民主党政権が派遣決定した南スーダンから自衛隊は撤退しますが、次の候補地を探しは始まり、依然、自衛隊のPKO派遣は続きます。ジブチにある自衛隊基地は半永久的な軍事基地になりつつあります（駆け込みで法制化したのは自民政権ですが、実行化したのは民主党政権です）。これは、海外派遣しなければいいという話ではありません。「戦闘」をする限り、「戦争犯罪」は、日本の領空領海領土内でも起こります。

安倍加憲とは、「9条もスキ、自衛隊もスキ」のポピュリズムを単純に解釈改憲から明文改憲するだけでそのポピュリズムに応える幼稚な「お試し改憲」にすぎませんが、この憲法の“完全破壊”の危機に、護憲派は深く自省を込めて覚悟すべきです。9条を解釈改憲することにここまで慣れ親しんだ世論とメディアに十分な批判能力はない。そして、護憲派自身も「安倍の悪魔化」にしか反対の発露を見出せない、ということ。

安倍加憲のポピュリズムに対抗するには、まず、護憲派自身が9条ポピュリズムから脱することが必要です。「自衛隊」を9条に併記するか否かとか、「隊」を「軍」にするか否かでもありません。そんな「言葉遊び」の土俵に、もう乗ってはいけません。

「戦力」の過失を審理し統制する法体系を持たないことは、国際人道法の観点から「非人道的」なのです。繰り返しますが、国際人道法の違反が、いわゆる「戦争犯罪」であるからです。そういう法体系は、「戦力」を自覚しない限り、生まれません。

ですから、「戦力」であることを自覚しない「戦力」は、「非人道的」なのです。近い

将来に「戦力」を解消するから、という理由は通りません。自覚のない「戦力」を外地に出し、兵力地位協定で過失の訴追免除を享受している今、この瞬間の問題なのです。

というか、自衛隊は、もはや政治的に武装解除できません。自衛隊に限らず軍事そのものの人類の放棄を夢想するのは結構ですが、9条による「非人道性」は、現在の政治リアリティーです。護憲派の方々、ここは、もう、あきらめてください。9条2項の改良を、同項そのものをどうするかというより、「非人道性」をどう排除するか、この一点から考えましょう。

それは、もはや政治的に武装解除できない自衛隊という軍事組織が、国家の命で行使する自衛権もしくはPKOなどの集団安全保障のための「戦闘」において、国家の義務として当然想定すべき誤射／誤爆に伴う国際人道法違反（＝戦争犯罪）を審理する国内法体系を持つか否か、です。

これは、9条2項というより、特別裁判所の設置を禁じる76条の問題です。

もしかしたら、76条改訂がなくても、軍刑法はあるが軍事裁判所のないドイツの例のように、他の関連国内法の改訂だけで済む道が見いだせるかもしれません。

いずれにしろ、「戦力」が犯す国際人道法違反、そして、それを生む国際人道法の「戦闘」は「交戦」ですので、9条2項との矛盾は解消されません。9条2項を残す「お試し改憲」としては、安倍加憲よりは数段、知性的。ただ、それだけの意味しかありません。

大切なのは、9条ができた時からは劇的に変化している「戦争」に対応すべく、9条の非戦の「精神」に則って、どう条文を改良するか。護憲派の手で9条2項を進化させる勇気を持つか否かです。

「実体としての『戦力』を国際人道法に則った国内の法理で厳格に統制する」。これが基本です。

それを憲法全体の条文に反映させるには、「9条2項を完全削除。軍事裁判所設置のために76条改定」も考えられるかもしれません。

個別的自衛権の行使は上記の「開戦法規」「交戦法規」の立派なwarであることを認識した上で、日本の個別的自衛権に国際法より更に厳格な縛りをつけるべく、76条改定に加え、新しい9条2項として、「日本の領海領空領土内に限定した迎撃力（interception forces）をもつ」＋「その行使は国際人道法に則った特別法で厳格に統制される」とすることも考えられます。

●保守改憲派の皆様へ

保守改憲派にも一言。

日本の領海領空領土を脅かす敵が現れたとして、その際、必然的に起こる「戦闘」での誤射、誤爆。例えば、その戦線が、隣国と係争中の領海で、その敵の真横に、敵に属する民間船や民間施設があつて、自衛隊の一撃が当たってしまったら？

こういう国際人道法違反を審理できない、つまり、「撃った後」に責任を持たない国家は、法治国家であるならば、撃てないのです。

どんな高価な武器で武装しても、撃てないハリボテなのです。

北朝鮮への敵地攻撃なんて、勇ましいこと、軽々しく言うべきではありません。その際に発生する全ての誤爆の責は、現在の日本の法体系では、個々の自衛隊員が負うのです。

(*参照→「南スーダン自衛隊撤退ではっきりした日本の安保の「超重大な欠陥」」
<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/51311>)

安倍加憲は、撃てない国家が、撃てない国家のまま、自衛隊を明文化することによって、個々の自衛隊員にもっと撃て、とすることです。こんなことが許されていいわけがありません。

今こそ、右／左、保守／リベラル、改憲派／護憲派、双方の「知性」が一致団結して、安倍加憲の「幼稚」に立ち向かう時です。

伊藤 真

<第1 安倍首相の改憲論について>

はじめに

自民党憲法改正推進本部は昨年、自衛隊の憲法明記に関する具体的な条文案として、戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認を定めた9条はそのままにし、9条の2として、「前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」を加える案を発表した。

形式として、9条3項ではなく、9条の2という新たな条文を追加する方法をとるのは、「現行の9条には一切手を付けていません。安心してください。何も変わりませんから。」と言いやすくするためだろう。しかし、何も変わらないというのは全く違う。むしろ、以下に見るように、この国のかたちを根本的に変えていく可能性が高い。

1 民主主義、立憲主義に不誠実な態度

5月3日に発表され、一連の改憲論を加速させた安倍首相のビデオメッセージの中の「自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきである」という主張について述べておきたい。

まず、「議論が生まれる余地をなくすべき」という点は看過できない。そもそも立憲的憲法は、思想信条、民族、宗教など多様な個性や価値観を持った個人が共存するための人類の叡智である。価値観の深刻な対立にも拘わらず、人々が平和的に共存していくことができる自由で公正な社会を形成していくための技法ともいえる。そのためには十分な議論を保障する言論空間の確保が不可欠である。こうした立憲的憲法への敬意が微塵もうかがわれない。「みっともない憲法」と現行憲法を嫌うのみならず、民主主義、立憲主義という人類の叡智をも否定したいのであろうか。

そして、改憲は何かを変えたいために行うのであるが、この自衛隊明記の改憲によって何も変わらないという。そこで、何も変わらないなら多額の費用をかけて改憲する必要などないと批判されることになる。自衛隊に対するこれまでの政府解釈を変えるつもりはないということであろうが、憲法規範の意味も変わらないと誤解を与えるような説明は誠実とは言えない。「違憲の疑いを払拭するための改憲」と、「憲法規範が何も変わらない」は両立するものではない。自衛隊がなぜ違憲の存在と指摘されるのかというと、戦力不保持、交戦権否認という禁止規範（9条2項）に牴触するからである。これを違憲と指摘されないようにするには、禁止規範を変更するしかない。違憲の疑いを完全に払拭するためには、限定的であったとしても、9条2項の規範的意味内容を変更せざるをえないのである。単純な三段論法で考えればすぐにわかる。

つまり、大前提としての規範の意味を変え、戦力保持を許すか、例外を認めるしかない。これを「何も変わらない」ということはできない。このように「違憲の疑いを払拭するための改憲」と、「何も変わらない」は両立しないのであるから、いくら改憲への警戒感を除去したいとしても、これを両立するかのごとく主張して改憲を進めることは、民主主義、立憲主義に誠実な態度とはいえない。

それどころか、国民に十分に説明し、理解してもらい、国民的議論を経た上での改憲という発想がまったくくなく見受けられる。むしろ、国民が問題点に気づかないうちに、さっとやっつけてしまえという考えではないのか。これまで、秘密保護法、戦争法、共謀罪などの重要法案が強行採決されたときと同じように、自分たちの主張が正しく、国民はそれに従えばよいという発想が見え隠れする。全く内容の異なる改憲項目を4つ同時に発議しようとしている点でも、国民的議論を尊重する態度とはとても言えない。

自衛隊明記、緊急事態条項、人口比例選挙の否定、教育環境整備の4項目はどれも重要項目であり、国民が賛否の意見を持てるほどにそれぞれの問題点を理解するには発議されてからの最低60日では到底足りない。

2 自衛隊違憲論の立憲的意義

この改憲案では、自衛隊違憲論の立憲的意義を捨て去ることになる。

現行憲法は、9条2項で戦力不保持、交戦権否認を規定するだけで、自衛隊の存在を認める規定を置いていない。そのため、自衛隊は違憲かもしれないと憲法学者から指摘を受けてきた。このように違憲の疑いを掛けられることにより、自衛隊の活動は、自衛のためかどうか、必要最小限か否かが常に問われ続け、それに応えるために極めて抑制的、謙抑的であり続けた。その結果、戦前のような武力侵略や軍事優先の政策、ひいてはそういう社会的ムードの醸成や反戦思想の取締りに対する歯止めとなり、自由な社会の下支えをしてきたのである。これが「自衛隊違憲論の立憲的意義」である。仮に自衛隊を憲法に明記し、原則と例外を逆転させてしまうことは、この緊張関係をなくし立憲的意義を捨て去ることにつながる。国が自衛隊を利用する自由度が一気に広がり、憲法で軍隊を統制することは困難になろう。

このような立場に対しては、自衛隊を憲法に明記したうえで、それを国会などが民主的に統制してはどうかという意見もある。しかし、そもそも文民である政治家が軍隊を実質的にコントロールできるものなのであろうか。

およそ戦争や軍隊を支配する価値原理は本質的には近代憲法を支配する価値原理（個人の尊重、人権尊重、民主主義）とは相いれないものを持っている。軍隊では、個人よりも組織を重視し、各人の主体性よりも命令に服従することが不可欠とされ、さらに命と人権を尊重する市民社会と異なり、命を奪い、敵と軍人の人権を否定することに価値を置くものである。憲法で軍隊をコントロールということは、憲法の中に相いれない異質の原理を包摂せざるを得ず、憲法の中に全く異なる価値体系が混在することを意味する。こうした政治をコントロールする憲法（政治憲法）と軍事をコントロールする憲法（軍事憲法）が併存するため、両者は常に緊張関係にあり、現実の力関係によって揺れ動くことになる。政治憲法の優位をめざしてシビリアンコントロールを試みてきたのであるが、歴史的にみても各国で必ずしも成功してこなかった。特に日本は、この軍事力の統制に明らかに失敗した歴史を持つ。そこで、日本国憲法は、軍隊の存在を認めたと上でそれを市民化しようとする方法ではなく、戦争を放棄し軍隊そのものを保持しないとして、軍事憲法を政治憲法の中に閉じ込めたのである。このことの意味は決して軽視するべきではない。軍事力と戦争が憲法でコントロールしうるものであることを当然

の前提にすること自体を疑ってみるべきなのである。

今日の複雑化した軍事に関する専門知識、情報量は、政治家と軍人とで各段の差がある。政治家の軍需産業への配慮も無視できない。文民が絡んだくらいで軍隊を現実に統制できるはずはないのでないかという懸念を払拭できない。ドイツのように厳格な民主的統制を伴った軍隊を設けるのではなく、あえてその存在を否定した日本の過去の歴史と実態を踏まえながら冷静に考える必要がある。

現状の国会審議をみれば、秘密保護法によって情報が統制され、また文書の隠蔽、廃棄、改ざんのおそれが日常化しつつある。しかも、安倍政権では、官邸が党の公認権をたてに、与党議員による異論を封じることが常態化しており、与党内からの反論は期待できない。こうした現実をみると、国会による統制は幻想と言わざるを得ない。

立憲主義は、歴史的には王権と軍隊の統制から発展した思想である。自衛隊を憲法に明記するのであれば、そのコントロール方法を、現実に即して議論する必要がある。

3 9条2項の形骸化

この案では、戦力の不保持・交戦権の否認は自衛隊に及ばなくなり、戦力拡大への歯止めがなくなる。法の世界には「後法は前法を破る」というローマ法以来の原則がある。9条に手を付けなくても、9条の2が加えられれば、9条が書き換えられたのと同じことになるのである。

たしかに、そこには「我が国を防衛するための必要最小限」という歯止めも書かれている。しかし、「必要最小限」という量的概念はいかにも曖昧である。どこの国でも、軍隊は防衛のため必要最小限なのであり、いったん憲法に定められれば、普通の軍隊をもつのと変わりなくなる。国防のために「必要」だからといわれれば、「最小限」という「歯止め」が働くとは思えない。

そもそも憲法9条は侵略戦争の否定という世界標準を一步進めて、自衛戦争も含めた一切の戦争を放棄した。そのために9条2項で、戦争の手段たる戦力と交戦権を否定することで戦争放棄を徹底した。侵略か自衛かという戦争の目的で制限するのではなく、戦力、交戦権という戦争の手段を制限することで、平和主義を徹底したのである。これが「防衛するため」という目的による制限と、「必要最小限」という量的制限に後退してしまう。

4 国防国家化の進行

自衛隊の憲法明記には、国民投票の過半数の賛成が必要である。こうした自衛隊の憲法明記には、日本国民による自衛隊という武装集団の直接的な承認、すなわち民主的正

統性を与える意味がある。そうなれば政府は、しっかりした自衛隊を組織することこそが国民の期待に応えるゆえんだとして、自衛隊の活動範囲を広げ、防衛費を増やし、軍需産業を育成し、武器輸出を推進し、自衛官の募集を強化し、国防意識を教育現場で強制し、大学等の研究機関に対して学問技術の協力を要請するなどしていこう。

小中高の教室で制服を着た自衛官が国防や安全保障の授業をしたり、Jアラートがあったときの避難訓練を自衛官が指導し、制服を着た自衛官が町中を闊歩する社会になる。つつましやかで抑制的な自衛隊の姿が一変する。このような自衛隊の強化は、まさに国民の期待に応えたものだとして、こうした事態を誰も批判することができなくなり、批判する人を非国民呼ばわりして糾弾する風潮も出てくるかもしれない。

政府ではなく市民相互の罵り合いによって、異論、反論を許さない社会が出来上がっていくのは恐ろしいが、軍国主義社会への傾斜はこのようにして進んでいくのである。

「国難」においては非国民的言動を封じることこそ正義と吹聴され、国難による不自由への鬱憤とあいまって、彼らに石を投げることこそが正義だと思うようになる。

国内だけでなく、国外からも、日本が「軍隊」を持ったと認識され、中国や韓国などの近隣アジア諸国、イスラム諸国から、軍隊を持つ普通の国防国家とみられるだろう（負の宣言的効果）。

しかし私には、「平和国家」というブランドをそんなに簡単に放棄してよいとも、国民の多数がそんな国を望んでいるとも思えない。

5 国防目的の人権制約

自衛隊の憲法明記により、国防目的の人権制約が容易になる。改憲案には、「わが国を防衛するため」、すなわち国防という言葉が使われている。これは、憲法自身がそれを価値あるものと認め、あらゆる人権を制限する憲法上の根拠が新たに生まれることを意味する。その結果、「国防」の名のもとに、思想が統制され、言いたいことが言えず、学問研究や宗教も国防の犠牲になり、国防のために逮捕・勾留される等々、軍のために人権が抑圧される国へと向かうだろう。

象徴的には徴兵制が可能になる。徴兵制は、これまでは「意に反する苦役」を禁じる憲法 18 条違反とされてきた。しかし、憲法が国防を価値あるものと位置づけた以上、徴兵制は 18 条の例外と考えることも可能になる。サマーキャンプ、サバイバルゲームなどの形をとって若者の参加を募るようになるかもしれない。軍需産業も社員の採用に際して、自衛隊経験者を優遇するようになるかもしれない。

自衛隊の憲法明記は、このように、現状追認どころか、国の形を根本的に転換するものである。

6 野党による対案論について

改憲論は、現行憲法から離れて、権力者が望む理想の憲法を語るのではなく、国民が感じる現実の必要が出発点とされなければならない。単に、現行憲法が古くなって、時代に合わなくなったというのではなく、もっと具体的に、どこがどうダメで、どう変えるべきかを、国民一人ひとりが、憲法制定権力の担い手としての自覚を持ち、情緒に流されず、その必要性を冷静に考えなければならない。あたかも改憲ありきで、問題はどのような改憲を提案するかだ、というような安易な論調に乗るべきではない。

立憲的統制とは、もともと、憲法に書き込めば機能するような形式的な話ではない。裁判所による司法的統制、議会による行政統制、メディアが国家権力の行使を批判的に報じ、個々の国民が情報や意見を交換しながらそれを監視する過程の総体として機能する。憲法は魔法の杖ではないのだから、憲法に過剰な期待をするべきでない。

むしろ、その改憲が持つ影響、たとえば、自衛隊や国防という概念を憲法に明記すること自体から生じる前述の変化の可能性にもしっかりと思いを致さなければならない。条文を変更することにより、本来の意図を超えた運用がなされる例は、国旗国歌法(1999年)の例にみるように稀ではない。それまで法的な根拠がなかった日の丸・君が代を国旗・国歌として明記するだけの法律が制定されたことにより日本社会は大きく変わった。法律ができて数ヶ月後、ロック歌手忌野清志郎のロック調「君が代」を収録したアルバムをレコード会社が自主的判断によって発売を中止し、大相撲で優勝した力士にNHKアナウンサーが君が代斉唱を求め、岐阜県知事は国旗国歌を尊敬しない人は日本国籍を返上すべきと発言するなど、どんどん日の丸・君が代が押しつけられる社会になっていった。さらには、君が代の起立・斉唱を教員に強制する職務命令まで出されるようになる。

日の丸が国旗であり、君が代が国歌であるという「現状を明記する」法律ができることによって、国民の中に君が代を茶化すことは不適切だ、日本国民なら日の丸を尊重すべきだという風潮が広まっていったのである。単に法律に明記しただけで、ここまで社会は変わる。法律で義務そのものを定めずに、社会のムードを変えることにより、義務を課したのと同じ結果を実現した。ましてや憲法への明記である。自衛隊が憲法に明記されることにより、「自衛官に失礼だ」、「愛国心があるのか」、「非国民！売国奴！」等様々な感情的な言葉が言論の自由という名の下で飛び交い、言葉狩り、ネットでの炎上も仕掛けられる可能性もある。未だに植民地主義が克服されておらず、アイヌ、琉球への差別や旧植民地の人々への差別や偏見から脱することができない国民がいるような国が、それに輪をかけて多様性を認めない国になるのではないか。軍事力が憲法的正統性を得た日本社会は、これまで以上に力がものをいい、寛容性に欠ける社会、異論・反

論を許さない社会に変貌していくのではないかという危惧を捨てきれない。

以上

松竹 伸幸

現行憲法九条はそのままにして、自衛隊の存在を明記する——。この加憲案に私は反対します。加憲案が国民投票にかけられた場合、「反対」に○を付け、現行の九条を支持します。

そういう意味で私は「護憲派」に属しますが、では改憲論が全部間違っているかというところ、そうは思っていません。改憲論が提起している問題を十分に受けとめ、真剣に対処しなければならないと考えています。言葉は悪いですが、護憲は五五点で改憲は四五点という程度の護憲派であり、自分のことを「改憲的護憲」派だと位置づけています。その理由を述べていきます。

一、改憲論には根拠がある

●九条と自衛隊の矛盾は長く続く

九条と日本の現実との間に大きな矛盾があることは、多くの人にとって自明のことです。九条二項は「戦力を保持しない」としているのに、実際には戦力以外の何物でもない自衛隊が存在しているのですから。また、「交戦権は認めない」はずなのに、自衛隊が有事に行う自衛権の行使は交戦権の行使と同じであり、これまで行ってきた実績のある米軍の後方支援にしても、国際法上は紛れもない交戦権の行使なのですから。

自衛隊を即時廃止せよという立場の護憲派にとっては矛盾はないのかもしれませんが。自衛隊を廃止する方向で矛盾を解決せよということになるのでしょう。

しかし、国民多数は自衛隊を廃止するという立場に立っていません。この数十年間、三年に一度の間隔で継続的に実施されている内閣府の世論調査を見ても、自衛隊の縮小（廃止ではない）を求める人は一九九〇年代初頭の二〇%程度から四%程度へと減り続けています。一方、自衛隊の現状を認める人、強化を求める人の割合は、逆に七〇%程度から九〇%程度にまで増大しています。

護憲派の一部からは、「それは災害援助の側面を見たものだ。軍事組織としての評価は別だ」という声が聞かれます。確かに、同じ内閣府の世論調査では、「自衛隊が存在する目的」として「災害派遣」を挙げる人が最多であって、八〇%を超えます。けれども、「国の安全の確保」を挙げる人もそれに続いて多く、七四%に達しています。

つまり国民多数は自衛隊を「戦力」としても評価しているのです。そして、その自衛隊を縮小しようという人さえ少なくなっており、ましてや廃止など現実のものとはみなしていません。自衛隊即時廃止派の願望はどうあれ、予見しうる将来、自衛隊は存続し続けることを前提としてものごとを考える必要があります。

そう考えると、自衛隊を否定するかのような九条は、憲法によって政治と権力を縛るという立憲主義の考え方からすると問題あります。改憲論に根拠があると私が思うのは、そういう理由からです。

●九条が安全保障を真剣に考える土壌を弱めてきた

それだけではありません。憲法九条の存在が、国民のなかで安全保障を真剣に議論しない風潮を生んだことも、克服しなければならない問題です。

九条が掲げる平和主義の精神は大事なものです。戦争を嫌い、何事も平和的にと考える日本人の気風は、民主主義を世界に拡大する戦争に狂喜乱舞するアメリカ国民などと比べると、評価すべきものです。

とはいえ、世界のなかでは戦争が続いているのが現実から目を背けてはなりません。紛争の要因がある場合、平和的に解決しようとするのは大事ですが、努力をしても実らない場合があるから戦争はなくなるのです。その時のことを考え、安全保障面での対処を準備しておかないと、平和主義も危うくなります。

ところがこの日本では、平和主義と安全保障の二つが、あたかも対立物のように扱われてきました。ヨーロッパではナチスの侵略に際して、多くの国で一方では右派、保守派が屈服し、他方では左翼が武器を手にとってレジスタンスを闘う構図が生まれたこともあり、左翼が軍事を重視するのは当然という風潮があります。それが左翼政権を誕生させる一つの土壌ともなっています。しかし日本では、護憲派、左派が自衛隊を含め軍事を否定的に捉えたため、国民は自分のいのちを預ける対象として、保守政権を選びました。

その保守政権は、日米同盟と抑止力に無条件の信頼を寄せるだけで、自分の頭で安全保障のことを考えませんでした。その結果、日本では安全保障を真剣に議論する環境が生まれなかったのです。

いずれにせよ現在、自衛隊を将来にわたって維持するのが国民世論の多数となっている状況下で、自衛隊を安全保障政策にどう位置づけていくのかが大事な課題になっています。改憲派であれ護憲派であれ、よくよく議論して、ある種の国民的な合意点を探る必要があると思います。九条を維持するという考え方が、そういう議論さえ忌避するものであるならば、改憲論に軍配が上がることになってしまうでしょう。

二、それでもなぜ護憲なのか

以上のような私の立場を紹介すると、よく言われるのは、「じゃあ、改憲でもいいのではないか」「それでも護憲なのはなぜか」ということです。私の立場を一言で表現すると、「憲法九条と自衛隊の共存」をどう実現するかということですから、九条を堅持して自衛隊を書き込むという安倍首相の加憲論と親和性があると思われるのでしょう。

親和性があることは否定しません。実際、信頼性のある安全保障政策が確立され、日本国民のなかで合意が形成されるなら、日本の平和と安全は確かなものになるのであって、その面だけから見ると憲法の文面を維持することは不可欠の事柄ではないと思います。

●改憲は日本の安全保障にとって悪影響

しかし、それでもなぜ護憲なのか。

第一に、加憲案が、私がもっとも重視する日本の安全保障に深刻な悪影響を及ぼすからです。ここには二つの要素があります。

一つは、アジア諸国への影響です。日本に侵略されたアジア諸国にとって、憲法九条の存在は、再び侵略が繰り返されないことの担保のようなものになってきました。自衛隊があっても、それがかつての日本軍とは異なるという安心感が、日本の防衛政策への信頼を培ってきたと言うと大げさですが、少なくとも不安を持たせない要因でした。日本がふつうの憲法を持つ国になれば、一つひとつの防衛政策や装備の拡張などが疑心暗鬼を生じさせ、緊張を強めることになりかねません。それは日本の安全保障にとってマイナスです。

二つは、政策面で見ても、そのアジアの懸念は杞憂ではないことです。言うまでもなく、安倍首相の加憲は、新安保法制で認められた集団的自衛権を容認することの上に成り立っています。集団的自衛権の法的な問題の議論はさておき、この「権利」が実際には、アメリカのベトナム侵略やソ連のチェコ侵略、アフガニスタン侵略などの口実に使われた現実は消し去ることができません。日本が憲法で堂々とその権利を認めるということが、アジア諸国の不安感を増大させることは疑いありません。ましてや、一部であれ認められた集団的自衛権が、今後全面的に認められる可能性を否定できないのです。

●「専守防衛」には積極的な意味がある

これに対して、現行憲法下で誕生した日本特有の「専守防衛」という考え方は、日本

の安全保障にとって大きな意味があります。アメリカとソ連の全面対決が想定されていた時代には、アメリカの槍を補完するだけの欺瞞的なものだったかもしれませんが、現在は積極的な意味を持たせられる可能性が生まれています。

専ら守りに徹するということが、相手に致命的な打撃を与えないわけですから、戦争に勝つことを基準にすると、安心できないと思う方も多いでしょう。自国に逃げ帰った相手を追撃しないので、再び陣容を整えてやってくることを防げません。しかし、相手から攻撃されない限り先に手を出さないし、手を出す場合も相手に致命傷を与えないと明確にすることにより、少なくとも相手が必要以上に警戒するのを防ぐことはできます。相手に先に攻撃する動機を与えないという点でも、専守防衛に優るものはありません。

アメリカの「核」抑止力に頼らない場合、軍事力は確かに不足するでしょう。けれども、その不足分を政治の力で補うということが、専守防衛の骨格になると思います。米ソ対決というのは、イデオロギー面でも政治・経済面でも相容れないから、相手の崩壊を願って政治・経済関係は最小限にとどめ、軍事面では壊滅させる戦略をとっていました。その点で強大な軍事力に意味があったのです。しかし、いまの中国は、経済面一つ取ってみても崩壊させていい相手ではありません。

ですから、専守防衛を磨いていくことが、日本にとって大事な課題なのです。そういう考え方の萌芽だけでも生み出した現行憲法を、私は大事にしたいと思います。

● 「専守防衛」の憲法への明記に意味はあるが

それならば憲法の文面を専守防衛に合致するように変えればいいではないか。立憲主義を大切にすれば、自衛隊違憲論が残るままで専守防衛の政策を深めるより、そのほうが合理的な面もあるでしょう。安倍首相の加憲案が専守防衛ではないことを明らかにするためにも、そういう議論は大切です。

ただ、まず現実的なことを言わせてもらえば、実際に国民投票にかけられる案は、安倍首相の加憲案だけだということです。いくら「九条と専守防衛の自衛隊の共存」を担保した改憲案をつくっても、国会で三分の二を占めることなどできないのが現実であって、国民投票で問われるのは、加憲案に賛成するのか現行の九条を維持するのかわりです。

その際、九条を維持するほうを国民に選んでほしい。改憲しないと専守防衛の自衛隊のあり方を深めることはできないし、自衛隊を統制もできないということだけが強調されれば、国民投票の際に九条を維持する世論が減っていくでしょう。ですから私は、そのような考え方を肯定する面はあるのだけれど、やはり「護憲」の立場で安全保障を深める道を選ぶのです。

● 現行憲法下で不可能ならずと不可能のまま

現実に進行することが予想される事態を考えても、九条のもとでの自衛隊のあり方を深めることが不可欠です。

加憲案が国民のなかでどう受けとめられるか分からない面はありますが、いくら矛盾を抱えた九条とは言え、戦後日本の象徴のようなものであり、国民の九条への愛着も深く、簡単に加憲案が通ることはないでしょう。

ということは、加憲案が否決されたとして、現行憲法下では安全保障を深めることはできないということになると、日本の安全はこれからずっとおざなりにされることになってしまいます。自衛隊をどう統制するかも含め、自衛隊のあり方を専守防衛にふさわしいものにしていくこともできないということです。

そういう事態は放置できないと私は考えます。ですから私は、元防衛官僚の柳澤協二氏を代表とする「自衛隊を活かす会」の事務局長を務め、現行憲法下での安全保障政策の確立のために努力しているのです。防衛政策以外にも検討すべきことは山積しています。

例えば、日本有事のことを考えれば、自衛隊が国際人道法に違反する行為（民間人の殺傷など）を犯す場合も想定し、それを裁くための必要な国内法を整備すべきだと考えます。常備軍のないコスタリカでさえ、やむなく戦争に巻き込まれれば臨時に軍隊を保有することを想定し、その種の法律は持っています。

さらには、そのような犯罪を裁くため、自衛官を対象とする裁判制度をどうするかについても、現行憲法下で探究することが必要です。戦時における自衛官を対象とした裁判がかなり専門的なものになることは常識です。日本国憲法は特別裁判所の設置を認めていませんが、専門知識の必要な知的財産権を扱う裁判所は認められています。それなら、同様の性格の裁判所を設置することも検討すべきでしょう。

過去の軍法会議を想定しているものではありません。検察が海外の戦場で事件の調査をしたり、裁判官や弁護士を戦場近くに派遣して裁判をすることは不可能ですから、自衛隊に武器を持たせて海外に派遣することは止めるべきです。あくまで日本有事に限られる裁判です。

● 国家の基盤である憲法を守ることは憲法に違反しない

こんなことを主張していると、究極の解釈改憲かと批判されるかもしれません。

しかし、問われているのは、日本が侵略された際、どう対応するかということです。侵略を許すことになれば、国民の生命も財産も奪われ、国家の存立が脅かされます。第

二次大戦後の占領を経験した日本国民ならば、それが憲法の廃止にさえつながることは容易に理解できるはずで、侵略を許してしまえば、護憲派にとってのちより大切なはずの九条さえなくなるかもしれないというのに、憲法が侵略への無抵抗を求めているとは私は思いません。

九条との関係で自衛隊が矛盾を抱えていることは厳然とした事実です。とはいえ、国家を成り立たせている憲法が、国家の存立のために不可欠な組織と行動を憲法違反とみなすことはあり得ないし、したがって専守防衛の範囲の自衛隊は違憲とまでは言えないというのが私の立場です。もちろん、国家の存立が外部から脅かされない時代がやって来るなら、九条が直接適用されて自衛隊は違憲となり、解散することになるでしょう。

加憲論とは、繰り返すまでもなく、専守防衛の自衛隊のあり方を深めるものではありません。専守防衛から逸脱した自衛隊を合憲だとするものであり、絶対に反対です。

●自衛隊への敬意は努力のなかで自然に生み出される

加憲論がそれでも少なくない国民から評価を受けるとすれば、自分たちが敬意を持っている自衛隊が憲法で明確に位置づけられ、合憲か違憲かという議論がなくなることでしょう。そういう感情は理解できます。

私の知り合いの自衛官のなかには、防衛大学に入った年に自衛隊違憲の長沼判決があり、自分が生涯をかけて志そうとしたものが憲法に違反するのかと衝撃を受けたままの人もいます。「護憲派から石を投げられそうになった」と感じながら職務に専心してきた自衛官も少なくありません。そういう状態には終止符を打ちたいと思います。自衛官が改憲によって心が安らぎ、さらに仕事に励むことになるなら、それも大事なことで感じる場合があります。

しかし、自衛隊に対する現在の国民の敬意は、逆説的な話になりますが、憲法で明確に位置づけられなかったことが生み出したと言えます。自衛隊違憲論が幅を利かすなかで、どうやったら国民に支持されるかに心を砕き、政治の争いからは距離をおき、専守防衛の考え方を編み出し、災害救援では本当に全身全霊を傾けてきたの自衛隊を見て、国民は安心感を感じたのです。

もし、自衛隊が憲法で明記されることによって、国民に支持されようと努力する謙虚さを失うことにつながるなら、かえって反発が強まる可能性もあります。現在、私は加憲問題で幹部自衛官にインタビューを続けていますが、いろいろ悩んだけど軍隊が大手を振って歩く世の中は良くないと「護憲」を選ぶ自衛官がいます。加憲されればありがたいが、それをめぐって国民世論が再び分断されるくらいなら現状のままだと、率直に真情を吐露する方もいます。

自衛隊への敬意は、自衛官の努力によって自然に生み出されてこそ、強固で永続的なものになるのではないのでしょうか。現在は、軍隊が国家の象徴のように扱われていた時代とは異なり、国連憲章で戦争と武力行使が包括的に禁止されている時代です。憲法によらないで自衛隊を認知するというのは、その時代にふさわしいやり方なのかもしれません。

三、究極の理想に意味がある条件

●フランス人権宣言の意味

現実的かどうかは別にして、九条が究極の理想であることは、多くの人が認めるでしょう。日本が「平和国家」とみなされてきたのも九条があるからです。

現実とはズレている点で立憲主義の観点からは問題があるけれども、究極の理想をかかげていることに別の意味はあるのでしょうか。私はあると思います。それが私が護憲である究極の理由でもあります。

現実と異なる究極の理想が意味を持った事例は別の分野にもあります。例えば、フランス革命で一七八九年に誕生した人権宣言です。それは当時画期的だったというだけではありません。現在のフランス憲法も、前文でその古い人権宣言を「憲法的価値」を持つと宣言し、実際にも人権宣言に照らして法律が廃止されたりすることもあるそうです。

もちろん、人権宣言を発したからといって、革命後のフランスがずっと人権先進国であったわけではありません。それどころか、革命に次ぐ革命のなかで反対勢力はのちを奪われるのが通常でしたし、植民地の人びとには人権概念はそもそも通用しませんでした。人権宣言とは正反対のことがまかり通る現実が横行していたのです。立憲主義どころの話ではありません。

しかし、人権宣言の理念は、一七八九年から一六〇年が経過した一九四八年、世界人権宣言として国際的に普遍的なものとみなされました。人権概念はその後も現在に至るまで発展を続けています。

戦争はしない、戦力を持たないという日本国憲法九条の理想も、やがてはこのようなものになってほしい。そのためにも、九条を維持を維持したいと思うのです。

●九条が意味のあるものとなるためには

けれども、九条があるだけで理想へと近づけるわけではありません。九条が有害な役割を果たす危険もあります。

フランスが人権面で先進国とみなされるのは、とにもかくにも普遍的な理想をかかげ

たからです。そして、理想に反する現実があったけれども、なんとか理想を実現しようとする努力も続けられたからです。絶対的な価値の存在が、その努力を促したのです。

一方の日本は、九条を掲げながら、一貫してアメリカの戦争を支えてきました。それでも自衛隊は長く国内にとどまってきたため、「平和ブランドとしての九条」が通用する時代はありましたが、九〇年代以降、自衛隊の海外派兵が通常のものとなり、日本は戦争する国として世界に見られるようになりました。そういう事態が続く場合、九条は宝ではなく、現実を覆い隠すベールに過ぎなくなります。実際には戦争する国なのに、平和国家のふりをするため九条が利用されているわけです。

現行憲法九条が維持されたとして、「平和国家のままで良かった」と安心し、アメリカのもとで海外で軍事介入する政権を戴き続けるなら、その状態が増幅していきます。そうならないために求められるのは、やはり国民多数が支持するに足る安全保障政策をつくりあげることです。その政策が実際に推進され、日本周辺で平和で安定的な環境をつくりあげられてこそ、九条は世界に誇れる存在になれる。

それを護憲派が主導できれば、九条の価値はさらに高まります。しかし、国民の数%に過ぎない自衛隊否定という思想の上には、国民的基盤を持つ政策は生まれません。

保守派の論客であった高坂正堯氏（故人）は、まだ若かりし一九六〇年代、「日本が追求すべき価値が憲法九条に規定された絶対平和のそれであることは疑いない」と述べたことがあります。そして、理想を実現したいと願うなら現実に歩み寄りなければならないとして、自衛隊の存在に意味を与えようとしたが、非武装中立に固執した当時の護憲派は耳を貸しませんでした。

その克服こそが、九条を持ち続けることの意味を、広く国民共通のものにするのではないのでしょうか。痛切にそう思います。

山尾しおり

2月22日、衆議院予算委員会。

私は、憲法に関連してたった1つの質問を安倍総理にぶつけた。

『2項を変えずに自衛隊を明記する』総理の提案では、『9条2項と自衛隊をめぐる合憲・違憲の議論に終止符をうつ』という総理の目的は果たせないのではないかと

これに対し、安倍総理は「私は一石を投じたのであって、あとは国会で議論して頂ければよい」との答弁に終始した。

安倍総理の投じた「一石」の質の吟味をする問いであって、「一石」が投じられた後の議論の場を訊ねる問いではないのだから、もちろん、この安倍答弁は、問いの趣旨を

意図的にずらすはぐらかし答弁である。

そして、この「一石」を投じた安倍総理自身が、この素朴な問いに答えを持ち合わせない以上、他に答えられる人がいるはずもない。

万が一にもかかる「安倍加憲案」を中心とした原案が提出された場合には、もちろん再び、私は同じ質問を、原案提出者（自民党の中谷元委員やあるいは公明党の北側一雄委員など与党の憲法審査会委員が想定される）に対して投げかけることとなる。

そのときまでに、与党はいかなる理屈を構築してくるのか興味はあるが、ことは憲法改正だけに興味本位ではいられない。

以下に、「安倍加憲案」の問題点を大きく2点指摘しながら、私自身が立脚する「立憲的改憲」の視座を提示したい。

第一に、冒頭に適示したとおり、安倍加憲案では安倍加憲案の目的を達成することはできない。

現在までの安倍総理の言葉を拾うに、提示された目的は2つ。「自衛隊違憲論に終止符をうつ」こと及び「自衛官に誇りを与える」ことである。

前者の目的は、自衛隊を解散する立場に立たない限りは2項を実質的に修正・削除することでしか果たせないであろう。したがって、「2項を維持したままの」安倍提案では目的を達成することはできない。むしろ、「戦力不保持・交戦権否認」と「自衛隊の存在」という憲法典と現実の矛盾は、「自衛隊の存在」が明記されることにより、憲法典内部の矛盾として固定化・顕在化される。そのことにより、これまで提起されてきた憲法上の疑義に加えて、「戦力不保持を前提としながら、自衛隊の存在を明記した立憲者意思をどのように評価するのか」「『後法は前法を廃する』との一般的命題は、矛盾しうる前法の存在を十二分に認識した上であえて修正・削除せずに後法を付加した場合にまで該当するのかもしれないのか」「作用の統制規範たる『前法』の2項と、組織の根拠規範たる『後法』の新条項の関係をどうかみあわせるのか」など、新たな憲法上の論点が増え、自衛隊をめぐる憲法議論は終止符が打たれるどころか、ますます混迷を深めるだろう。

後者について、身も蓋もなくいえば、「自衛官に誇りを与える機能」は憲法の本来的機能ではない。別の政策目的のための改憲の付随的結果として「誇り」もついてくるのであれば、それは喜ばしいことではあるが、むしろ安倍加憲案は逆効果をもたらすだろう。

そもそも前述のとおり、安倍加憲案は2項をそのまま維持する以上、自衛隊違憲論は

払拭されず、憲法上の曇りのない組織としての「誇り」を与えることはできない。

さらに、仮に安倍加憲案が発議され、国論が二分され、否決された場合の光景は無残である。自衛隊がその献身的・抑制的な行動によって培ってきた国民からの信頼の土台に凶らずもひびが入ることになるだろう。仮に可決された場合であっても、無視できない数の一定の反対票が予想されるから、以後自衛隊は、反対票を投じた国民の多様な意思を分析する術を持たないままその正統性につき解決困難かつ深刻な負荷を背負うこととなるだろう。

つまるところ、安倍加憲案は、「憲法上の疑義」を増やし、「自衛官の誇り」の土台を崩すリスクが高いのであって、政策目的と手段がまったくかみあっていないのだ。

この点、「立憲的改憲」の立場から9条を検討するにあたり、最初のスタートは、自らの命を賭して国民の命を守る自衛隊に求めることを、国民各人が思考し熟議し一定の判断を下すことだ。「戦力」該当性の憲法議論ではなく、外交・安全保障の政策議論に立脚し、自衛権の範囲について国民的合意を形成していくべきだ。私は、個別的自衛権の範囲内でとりうる措置を強化し、集団的自衛権は行使せず、非軍事的プレゼンスによる平和構築分野の国際貢献を日本の外交・安全保障政策の柱にするべきだと考えている。この方針に一定の国民的合意が得られるのであれば、国民意思による自衛権統制として「個別的自衛権に限る」ことを憲法9条に明文化すべきである。あわせて「個別的自衛権」の範囲において自衛隊は「戦力」でありその行使は「交戦権」の一部であることを憲法上認め、その範囲を超える「戦力保持」や「交戦権」は認められないという形で9条2項を再構成すべきだ。

「立憲的改憲」は、「憲法上の疑義を内包する組織としての抑止力」という極めて非立憲的な重しを外し、むしろ「自衛隊の作用の根幹を憲法で規律する」という極めて立憲的かつ常識的な憲法改正を問うものである。その結果、付随的かつ幸福な結果として、自衛隊の皆さんは、組織そのものに内包する憲法上の疑義から解放され、かつ、国民の熟議により定められた行為規範のもと、大いに誇りをもって活動することができるようになるだろう。

第二の「安倍加憲案」の問題点は国家ビジョンがないことだ。現代の日本が抱える課題を、日本社会の最高法規である憲法を通じて解決していくという動機がない。違憲性の払拭や誇りの付与といった課題は提示されているが、これらが本質的課題かどうかはさておき、悪化させこそすれ解決しないことは、前述したとおりである。

「立憲的改憲」の立場から、今回の3月31日の議論の中心となるであろう9条の中

心とした外交・安全保障政策に関していえば、憲法議論を通じて解決を試みるべき現代日本の本質的課題は以下の3点にあると考えている。

1点目は、9条をめぐる憲法議論自体が「護憲」「改憲」という極めて非合理的な二元論のもとで先鋭化してきた結果、自衛権の範囲を含めた国民的政策議論が全く成熟していないことである。「自衛権」という最も先鋭化する国家権力に対し、何を求め何を禁ずるのかという基本的事柄につき、国民意思の集約がなされていない。

したがって、速やかにそして十分にその議論をすべきであり、かりにその一定の権限範囲が定まったならば、前述のような自衛権の範囲統制とあわせて、①国会による事前承認②内閣の権能における自衛隊指揮権の再定位③司法における自衛官の行為統制など、三権の立場から自衛権を十全に統制するしくみを規定することが必要である。とりわけ、③に関連して国外過失犯の処罰規定の不備は喫緊の課題である。伊勢崎賢治さんが警鐘をならすように、日ジブチ地位協定において公務内外における自衛官の行為については日本の裁判権の下におきながら、国外過失犯についての処罰規定を欠く状況は即刻正さなければならない。

2点目は、対外的な国家主権を確立するための日米地位協定の正常化である。いかに国民意思で自衛権の統制を試みても、その自衛権が米軍と「連携」を超え「一体化」しては統制は及ばない。在日米軍基地が国外における米軍の戦闘作戦行動の事実上の出撃拠点として、日本の意思にかかわらず利用される状況を放置したままでは、主権国家としての独自の外交・安全保障政策を機能させることは難しい。2008年、イラクは、アメリカとの地位協定に「他国を攻撃するためのルートもしくは出撃拠点として、イラクの領土、海域および空域を使用することは許されない」という条項を盛り込んだ。アメリカと地位協定を結び改定を進める諸外国の例を研究しながら、上記の日ジブチ地位協定における自国のアンフェアな態度を改めるとともに、日米地位協定においてもよりフェアな改定を求めて、理路整然と交渉を進めることが、対外的な国家主権を確立するために必要不可欠である。

3点目は、「憲法裁判所」の創設である。憲法の規律力の弱さが、違憲立法や違憲状態を生んでいる一方、憲法の拘束力の弱さが、違憲立法や違憲状態を是正できない原因となっている。自衛権の問題にあてはめれば、いかに自衛権を憲法で統制しても、その統制に反する国家行為が行われた際に、それを指摘し是正する制度設計が必要なのであり、「憲法裁判所」はかかる機能に奉仕できる。

「砂川判決」を思い返してほしい。在日米軍の合憲性が争われた訴訟において「一見極めて明白に意見無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」との理論で憲法判断が回避された。いかに国家の自衛権を憲法で統制しても、憲法違反の

有無を審査し是正する制度が内包されていなければ、立憲主義は貫徹しない。

具体的な事件性を帯びなくても、法律（法案）や条約や政府のふるまいに一定の違憲の疑いがある場合には、憲法裁判所において公正な判断が下され是正される制度の創設を、積極的に検討すべきである。

その場合の制度設計においては、裁判官人事が肝となる。

現在の最高裁判所人事のように、任命権・指名権が内閣総理大臣に掌握されているのは、内閣の行為をも規律するための制度的中立性が担保できない。

そこで、たとえば、衆議院・参議院・裁判所から各同数の候補者推薦を受けることとし（あえて内閣をのぞく）、特別多数を要する国会同意人事としたうえ、民主的正統性と質の担保のため、公開の委員会における厳格な諮問手続きを要求する。

一度選任されたのちは、むしろ国民審査も不要、再任不可として、多数決を背景とした民意からも距離を置いた立場での公正な裁判権を担保する。

こういった制度設計は、既存の最高裁判所人事の制度的問題点をも浮かび上がらせることになるだろう。

このように「立憲的改憲」のスタートラインは、国家のビジョンにもとづき社会の課題を提示し、憲法規範（憲法典のみならず憲法付属規範を含む）を用いて現実的に解決していくことにあり、憲法改正はあくまで目的ではなく手段である。

他方、安倍加憲案からは、その加憲により目指す国家ビジョンはまるで見えてこず、これでは憲法改正そのものが目的だと言わざるを得ないだろう。

にもかかわらず「改正できればなんでもいい」という本音を糊塗するために、邪な目的をでっちあげるから、目的と手段がかみあわないこととなる。

このような改憲のための改憲提案を土台にしたのでは、日本の憲法議論は貧弱になるばかりであるから、「立憲的改憲」という議論の土台を提案し、大いに反論・吟味していただく過程を経て立憲主義についての認識を深め、その過程そのものが民主主義の醍醐味を味わう機会としたい。

最後に、憲法議論の運動論について若干記したい。

「護憲派」の方々へ。

日本社会ではこれまで、権力者による権力の自由度を高めるための改憲しか土俵にあがってこなかった。「改憲」に反射的な警戒心がつのるのは十分理解できる。

しかし、「護憲」の本丸であった憲法9条は、安保法制を止めることができなかった事実は否定できない。

イラク戦争における米兵輸送、交戦主体としか言いようのない南スーダン PKO への自衛隊派遣、そして集団的自衛権の一部容認。

戦後の歩みのなかで、「違憲の疑いによる抑止力」は一定の役割を果たしたかもしれないが、遅くとも2015年の安保法制の成立とともにその役割を終えた。

「自衛隊を憲法上認知せず、したがって明文統制もしない」という「超立憲的な独特の手法」の間隙をついて成立したのが安保法制である。

「超立憲的な手法」の次に選択すべきは改めて「立憲主義」という共通の価値である。

今こそ、自衛権という最も先鋭化する国家権力を、国民がいかに統制するか、そのツールとして憲法の力を信じ、よりよい憲法を作ることができるという国民の力を信じ、「立憲的改憲」のコンセプトを理解してほしい。

むろん、「どんな良い憲法を作っても安倍総理のような人間は守らないから無意味だ」とおっしゃる向きの方もいるだろう。少なくとも、そうしたニヒリズムの思想は、立憲主義とは両立しえないことだけは指摘しておきたい。

他方、「改憲派」の方々へ。

押し付け憲法論の立場から「とにかく日本人の手で1文字でも憲法を変えることが肝要」と考えるのであれば、安倍加憲に反対の理由はないだろう。どうぞ、賛成運動にまい進してほしい。

また、安倍総理の提案であれば何でも賛成という「人の支配」原理に支配されている方々は、「二段階改正論」なる論陣を張り、凶らずも安倍提案に対して「改憲アレルギーの露払い」的な位置づけをしておられるが、こういった主張が、これまでの己の「改憲哲学」のクレディビリティを極限まで低下させるリスクを熟慮されるべきだと思う。

しかし、他方で多くの改憲論者は、時代とともに国民の意識も国家のビジョンも変化するから、よりよい日本社会のための憲法改正が必要だ、と考えていたのではないか。

残念ながら、「安倍加憲案」ありきの憲法改正では、「自衛隊ありがとう」の空疎なスローガンが響くばかりで、この国の外交・安保政策の道筋をいかに描くか、命を賭して国民を守る自衛隊にどこまで何を託すのか、という真に成熟した国民的議論はなしえない。

そして、国民の意識に支えられた国家ビジョンが全く見えない安倍加憲案は、この国初めての憲法改正にふさわしいとは思えない。

ぜひ、良識ある改憲派こそ、安倍提案より良質の憲法改正にこだわってほしい。

ある憲法学者の方から「立憲的改憲には賛成だ。なぜなら、すべての改憲は立憲的で

あるべきだからだ」と言葉をいただいた。

「立憲的改憲」は国民の数だけあっておかしくない。

私の「立憲的改憲」が批判的吟味にさらされるとともに、その過程を通じて多様な「立憲的改憲」論が社会に提示され、この国の憲法議論が成熟していくことに貢献できればうれしい。